

西条市農業委員会 令和4年度 第10回総会 議事録

1. 日 時 令和5年1月5日(木) 午後2時00分から午後2時32分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂
会長代理 12番 渡邊 敏昭
委 員 1番 越智 一志 11番 栗田 房信 22番 戸田 博明
2番 明比 典正 13番 川上 義則 23番 真鍋 美鈴
3番 徳増 靖記 14番 山田 好一 24番 高橋 忠親
4番 一色 達夫 15番 村上 繁敏
5番 高橋 豊重 16番 武田 喜義
6番 西原 昇 18番 青野 武
7番 高木キクミ 20番 越智 栄二
10番 長谷川孝師 21番 越智 信仁

○欠席者氏名

9番 井上 雅貴 17番 伊藤 健一 19番 曾我 照一

○推進委員出席者氏名

委 員 1番 寺田 昌直 11番 篠森 均 22番 永井 和俊
2番 一色 信之 12番 森田 忠成 23番 山内 信政
3番 石川 孝幸 13番 一色 和成 24番 大西 宗次郎
4番 加藤 武司 14番 武方 謙一 25番 佐々木 則幸
5番 伊藤 正夫 15番 武田 義臣 27番 玉井 隆志
6番 伊藤 龍二 17番 垂水 久明 28番 桑原 俊樹
7番 日野 哲也 18番 山内 強 29番 曾我 敏数
8番 宮武 恭宏 19番 黒川 俊彰 30番 今井 文雄
9番 岡本 省三 20番 高橋 正
10番 安藤 英利 21番 高橋 寿夫

○欠席者氏名

16番 鈴木 伸二 26番 越智 勝邦

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋 修平
- 事務局次長 田口剛洋
- 事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和4年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和4年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まず、議事録署名人の指名をいたします。 越智信仁委員、戸田博明委員の両委員にお願いいたします。 欠席届が農業委員の9番 井上雅貴委員、17番 伊藤健一委員、

19番 曾我照一委員、農地利用最適化推進委員からは16番 鈴木伸二委員、26番 越智 勝邦委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、104号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者に当たり、農業委員会法第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願ひします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

104号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、1件、ご審議よろしくお願ひします。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 104号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでもありますので、以上1件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長 残りの16件について、事務局から説明いたします。

事務局 4ページをお願いします。

102号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

103号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

105号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

106号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏外3名から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

107号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

108号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

109号は、〇〇の〇〇氏が、父である〇〇の〇〇氏から、生前贈与を受けようとする申請であります。

110号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

111号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

112号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

113号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

114号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

115号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

116号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

117号は、〇〇の〇〇氏が、弟である〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする申請であります。

118号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇

氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、16件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 以上、16件であります、102号から順次ご意見をお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 102号 問題ありません。
103号 問題ありません。
105号 問題ありません。
106号 問題ありません。
107号 問題ありません。
108号 問題ありません。
109号、110号、111号 問題ありません。
112号、113号、114号、115号 問題ありません。
116号 問題ありません。
117号の〇〇番、〇〇番、〇〇番については、問題ありません。
次の〇〇番、〇〇番は、現況が原野になっておりますので、不許可が妥当だと思われます。
118号 問題ありません。

議長 117号につきまして、地区委員からご意見を頂きました〇〇番、〇〇番は現況が原野であることから不許可としてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 全体について、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 117号の2筆を除き、16件について原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、9ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 10ページをお願いします。
20号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請で
ございます。
21号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申
請でございます。
22号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申
請でございます。
23号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請で
ございます。
24号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申
請でございます。
25号は、〇〇の〇〇氏が、営農型太陽光発電施設を設置するも
のであり、3年間の一時転用期間を終了し、3回目の更新を行おう
とする申請でございます。
なお、太陽光発電設備の下部で栽培されている作物はサツマイモ
です。
以上、6件ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上6件であります。20号から順次ご意見・ご異議等をお伺
いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 20号 問題ありません。
21号、22号 問題ありません。
23号 問題ありません。
24号 問題ありません。
25号 問題ありません。

議長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上6件を原案どおり
承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、11ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 12ページをお願いいたします。
138号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
139号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
140号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅12棟を建築しようとする申請でございます。
141号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
142号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。
143号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。
144号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
145号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
146号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の株式会社〇〇から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
147号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
148号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
149号は、〇〇の〇〇有限会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。
150号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
151号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
152号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。
153号は、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

154号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

155号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

156号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

157号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、作業場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上20件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、20件であります。138号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 138号 問題ありません。
139号 問題ありません。
140号、141号 問題ありません。
142号、143号、144号 問題ありません。
145号 問題ありません。
146号、147号 問題ありません。
148号、149号 問題ありません。
150号 問題ありません。
151号、152号 問題ありません。
153号 問題ありません。
154号、155号 問題ありません。
156号 問題ありません。
157号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上20件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

一色達夫委員 138号の関連についてです。最終ページの報告承認案件の5号で、〇〇氏の是正案件があります。5条宅地に転用するに当たって、周辺所有地を調査したところ、当該倉庫が違反転用によるものであったため、報告承認案件としては是正するため議案掲載されておりました。

すことを報告いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、16ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議題といたします。

まず、19号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、〇〇自治会の自治会長で申請者に当たり、農業委員会法第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 17ページをお願いいたします。

位置見取図は、18ページとなります。

19号は、〇〇自治会が、自治会館の老朽化に伴う建物の建て替えとともに、新たに地域防災スペース及び集合スペース等の整備を計画したところ、現在の土地では手狭であるため、自治会区域の全ての土地を検討したところ、申請地以外に適地がないことから、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、1件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 19号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長 審議を再開いたします。
残りの1件について、事務局から説明いたします。

事務局 17ページをお願いいたします。
位置見取図は、19ページとなります。
20号は、〇〇が、病院の近隣に職員用駐車場を借地しているものの、貸主より返還を求められているため、返還により減少する駐車スペースが必要となることから、自己所有地から検討した結果、申請地以外に適地がないため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上1件であります。20号についてご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 異議なし。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、20ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 22ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書23ページから59ページとなっております。なお、23ページは、基盤法による農地中間機構を利用

した一括方式農用地利用集積計画となっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、
208件、面積は、71万4,307.69㎡となっております。
そのうち、所有権移転は、10件、面積は、3万8,673㎡と
なっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認するこ
ととし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、60ページ、報告承認案件について、事務局から報告いた
します。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和4年11月5日から、令和4年12月15日までの受付期間
中に、農地法第18条第6項、解約通知を72件、農地法施行規則
第29条第1号届出の取下願を1件、農地法施行規則第29条第1
号届出を3件、受理いたしました。

なお、78ページ農地法施行規則第29条第1号届出の6号は、
77ページに掲載の取下願と関連があり、12月総会の報告承認案
件で報告させて頂きましたが、その後、面積が変更となったため、
取下げを行い、新たに本総会に変更後の面積で届出を行うものでご
ざいます。

また、76ページに掲載のとおり、小松町新屋敷の5筆について、
非農地通知を1件発出しました。

以上、報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 何かご意見等ございませんでしょうか。
無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年1月5日 午後2時32分